

2. ペルーが湿地保全国家戦略を準備し、ラムサール条約の「釧路ガイドライン」に呼応してパラカス国立保護区マスタープランを策定するため払った努力を意識し、
3. これらの計画を具体化することを可能とした国内外の組織に対し感謝を示し、
4. 本会議の分科会Dにおいて行われた「管理計画策定に関する釧路ガイドライン」をめぐる議論に注目し、
締約国会議は、
5. ペルー政府が発表した決議に基づいた、パラカス・マスタープランおよびペルー湿地保全国家戦略の採択を歓迎する。
6. ペルーの他の登録湿地の指定や、それ以外の湿地に係わる公的・私的機関に対し、これらの管理計画を履行するための最善をつくすよう奨励する。

勧告6. 17. 3 ヨルダンのアズラック・オアシス

1. ヨルダン政府が登録湿地として指定し、ポンプによる地下水の汲み出しが湿地に及ぼす影響からモントルーレコードに含まれたアズラック・オアシスに関する勧告4. 9. 3を想起し、
2. さらに1990年3月に「管理ガイダンス手順」がこの登録湿地に適用されたことを想起し、
3. アズラック湿地保護区の機能回復と管理のため、そして同保護区の湿地の価値に関する啓発活動のための広範な努力に対し、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」関係者に謝意を表し、
締約国会議は、
4. 同湿地で起こりうる生態学的特徴の変化に対する関心を反復する。
5. アズラック流域からポンプによって水を汲み出すことによる、同湿地の地下水に対する影響を考慮するようヨルダン政府に要請する。
6. さらに登録湿地の復元及びモニタリングのため、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」をさらに援助をするよう地球環境ファシリティーに要請する。

勧告6. 17. 4 オーストラリアの登録湿地

1. 1974年オーストラリアがラムサール条約加盟の書類をユネスコに寄託した最初の国であったことを想起し、
2. オーストラリア大陸外の準州の島をも含む、オーストラリアのすべての州と領域で、全部で49カ所の登録湿地が指定されたことを意識し、
締約国会議は、
3. 釧路会議以降オーストラリア国内の登録湿地の32カ所以上で、管理計画や戦略が始められていることに対し、オーストラリア政府当局を祝福する。
4. オーストラリアの多くの登録湿地あるいはその集水域で提案されている、関係登録湿地に深刻な望ましくない

勧告

い影響を及ぼしかねない大規模な開発に対して、慎重かつ実現可能な代替案を検討するようオーストラリア政府当局に要請する。

5. オーストラリアの内陸の多数の登録湿地で、自然環境条件を今以上に十分考慮した上で、時期を見計らいより多量の水を供給することを検討するようオーストラリア政府当局に要請する。

6. 塩分を含む地下水の上昇による登録湿地に対する脅威を除くため、適切な手段を講じるようオーストラリア政府当局に求める。

7. 湿地に対し深刻な影響を与えかねない、生きた外来種をオーストラリアへ持ち込むことを許可する前に、適切な公的環境アセスメントの手続きを実施するようオーストラリア政府当局に求める。

8. カカドゥ登録湿地の保護管理で、先住民所有者との共同管理体制の確立をしたオーストラリア政府を祝福する。

9. 重大な脅威にさらされている登録湿地で生態学的特徴のモニタリング、維持、あるいは復元の大きな助けとなる場合、それらの登録湿地をモントルーレコードに含めることを検討するようオーストラリア政府当局に勧める。

10. 国内の泥炭地の長期的保全を確保するため、早急な手段を講じるようオーストラリア政府当局に要請する。

勧告6. 17. 5 ドナウ河下流域

1. 釧路会議での勧告5. 1. 3を想起し、

2. 「ドナウ河流域生態保全条約」の創立が進展したことを満足の意をもって注目し、

締約国会議は、

3. 提案されている新条約とラムサール条約が、できるかぎり完全に相補えるよう連携を関係締約国とラムサール事務局に要請する。

4. ドナウデルタ生物圏(バイオスフェア)保護区と登録湿地の保全管理を保証するための法的枠組みを制定したルーマニア政府を祝福する。

5. 湿地復元と生物圏保護区の指定のため、ドナウデルタで保護区を拡大するウクライナ政府の努力の成功を考慮し、ドナウデルタ全域に対する潜在的な脅威を避けるため、ドナウデルタ生物圏保護区管理当局と密に連携をとるようウクライナ政府当局に対し要請を重ねる。

勧告6. 18 太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用

1. 1994年6月に開催された、太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用に関する最初の作業部会から出された「ポート・モレスビー声明」に注目し、

2. さらにこの作業部会から「太平洋諸島における地域湿地活動計画」が発展したことに重ねて注目し、

3. 太平洋諸島地域のラムサール登録湿地の管理を含み、いかなる湿地保全の提唱と実施の際には、土地と資源の伝統的な所有形態の微妙な問題を考慮に入れ、